

特別支援学校の通学実態からみた知的障害者のための交通施設整備のあり方に関する研究

横浜国立大学 大学院都市イノベーション学府 学生会員 ○大家 和美
 横浜国立大学 大学院都市イノベーション研究院 正会員 中村 文彦
 正会員 岡村 敏之
 正会員 王 鋭

1. はじめに

既存の施設整備に関するバリアフリー対策は、身体障害者向けのものが多く、知的障害者向けのは少なかった。バリアフリー新法から身体障害者から障害者という表記が変わったことで、知的障害者も対策の検討対象範囲になった。

知的障害者の移動として注目すべきは、必ず需要があり、家庭内での訓練以外に指導が行える場として、特別支援学校生徒の通学と考えられる。しかし、通学環境改善、特に交通施設整備は進んでいない。

一方、国土交通省では、平成21年に知的障害者への施設整備対策としては初の、公共交通機関や公共施設の職員向けとした「知的障害、発達障害、精神障害のある人のための施設整備のポイント集（以下「施設整備のポイント集」と表記する。）」¹⁾を作成したが、対策が進んでいる様子はない。“施設整備のポイント集”の内容や活用のされ方、関連する各主体の考え方等にある問題を明らかにする必要がある。

そこで、本研究では、作成者、想定読者である運輸事業者、知的障害者の関係者の三者にヒアリングを行い、“施設整備のポイント集”の問題や知的障害者の外出上の問題を明らかにすることを目的とする。

2. ヒアリング調査概要

調査対象は、①作成者として国土交通省と国土技術研究センター、②想定読者として東急電鉄と神奈川中央交通、③知的障害者の関係者として神奈川県内にある特別支援学校27校とした。特別支援学校は知的障害教育部門を設置している学校を前提とし、生徒のみで通学している場合及び生徒のみでの通学を目指している場合を対象とした。

本研究の対象者には、全てヒアリングで調査を行った。作成者以外には、知的障害者向けの施設整備に関するバリアフリー対策という考えがあまり知ら

れていないと予想されたため、ヒアリングによる調査の方が書面での調査票よりも必要な意見を得られることなどが調査方法の選定の理由である。

調査は、各立場の“施設整備のポイント集”について意見を集め、また、実際に知的障害者が抱える問題点との関係を明らかにすることを目的とした。

3. ヒアリング調査結果

3.1 “施設整備のポイント集”について

①作成者の意見

表1 “施設整備のポイント集”に関する作成者の見解

	問題点	問題点への対応や考え方
内容	・知的障害者関係者は“心のバリアフリー”に視点が向いている。 ・作成時、新規の施設案は出なかった。	・既存の身体障害者対応のものに、知的障害者の新たな意味づけをした。
活用のされ方	・意見募集は9件しかない。 ・作成後、都道府県や市町村、交通事業者からアクションはない。	・HPでの配布のため多数の人が見る機会があると考えている。

表1より、新規施設案が出なかったことから既存の施設整備対策内容に新たな意味づけをする形式になったため、知的障害者への対策として十分な内容であるとは言えない。さらに、作成後の活用は十分であるとは言えず、内容に不備があってもそれを把握する手段がなく、内容の改善にも繋がらない状態となっていると考えられる。

②想定読者の意見

表2 “施設整備のポイント集”に関する想定読者の見解

	問題点	問題点への対応や考え方
内容	・知的障害者に対策が必要と感じていなかった。 ・“施設整備のポイント集”を知らなかった。	・“ガイドライン”の整備内容と同じため、結果的に内容を消滅している。 ・実際に知的障害者への対策が必要であると知ったことで、今後知的障害者への対策を検討する可能性はある。
活用のされ方	・どのように活用したらよいのかわからない。	・補助金等の制度が整わないと、整備を実施することは難しい。

表2より、現在運輸事業者では独自の知的障害者への対策は行っていない、施設整備のポイント集の内容はバリアフリー整備ガイドラインに含まれるため、今後も知的障害者への対策案が運輸事業者から出ることは難しいと考えられる。“ガイドライン”と異なる内容であり、かつ運輸事業者が対策を実施しやすい環境が求められると考えられる。

③知的障害者の関係者の意見

表3より、“施設整備のポイント集”の想定読者で

キーワード：知的障害者、バリアフリー新法

連絡先：〒240-8501

神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-5

Tel/Fax：045-339-4039

ない特別支援学校の関係者も内容を把握する必要と
考えられる。しかし、GPS など通学時に重要となる機
能の内容が不足しているなど、今後の内容改善が必
要となることがわかる。ただし、情報提供の改善の
ためにマークを使用する場合は全て統一しなければ
学校側が指導できないという問題が発生する可能性
があるため注意が必要である。また、生徒が単独で
通学をするために練習期間が必要であり、通学時に
利用する交通機関施設を練習できるような施設や制
度が必要と考えられる。“施設整備のポイント集”は、
交通機関施設利用時に発生する可能性のある問題だ
けでなく、知的障害者が交通機関施設を利用するき
っかけや利用できるようになるまでに発生する問題
等も含めることが必要と考えられる。

表 3 “施設整備のポイント集”に関する知的障害者関係者の見解

	問題点	問題点への対応や考え方
内容	・関係者が知らない整備意図があった。 ・GPSや情報提供に関する内容が不足している。	・学校職員が整備意図を正確に把握する ための資料として利用できると考えら れる。
活用のされ方	・施設整備の対策により、施設職員の 削減につながる心配がある。 ・人的対応の充実の方が必要である。	・“施設整備のポイント集”よりも“対応 ハンドブック”の実施が優先であると考 えている。

一方、知的障害者への対策として人的対応は不可
欠であり、“施設整備のポイント集”と同時期に作成
された「知的障害、発達障害、精神障害のある方と
のコミュニケーションハンドブック（以下「対応ハ
ンドブック」と表記する。）」³⁾も必要となる。主な
通学時の問題は、鉄道利用時等で人身事故やダイヤ
改正等、通常と異なる状態におかれた時の対処方法
であり、この場合人的対応による対策が必要となる。
そのため“対応ハンドブック”は各施設に配布され
ることが重要であるが、鉄道駅では“対応ハンドブ
ック”が配布されていない場合もあり、適切な対応
が実施されていないという実態がある。今後、さら
に運輸事業者への認知を広めることも重要となる。

①-③より、
三者の関係か
らみる“施設
整備のポイン
ト集”の問題
点は、内容や
特に作成後の
運用方法にあ
ると考えられる。さらに、運輸事業者への補助制度

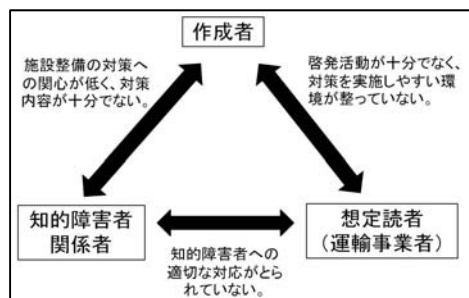


図 1 関連主体の関係

や知的障害者関係者の意識等がより“施設整備のポ
イント集”の問題を大きくしている。図 1 のように
関連主体の関係を示すと、現状では三者は連携され
ておらず、関連主体で各対応がされていたり考え方
が異なっていたりするため、繋がりを深めることに
より現状を打破できる可能性があると考えられる。

3. 2 特別支援学校生徒の通学での問題について

特別支援学校生徒の通学の問題では、施設整備や
人的対応による問題以外にも学校への交通アクセス
や学校関係者の意識等が影響している。

まず、神奈川県内における特別支援学校の学校ま
での交通アクセスの差が通学に影響している。鉄道
駅やバス停からの距離だけでなく、通学経路にある
交差点や歩道、学校付近の交通量、交通機関の混雑
等が関係している。また、鉄道とバスを乗り継いで
通学する場合、通学のレベルが上がり生徒単独での
通学を諦めることもある。特別支援学校の生徒にと
っては、通学も社会性を身につける指導の一環であ
ることが多く、交通機関を利用する経験が重要とな
り、卒業後の生活にもその経験が影響することが多
い。そのため、より事業者と連携して通学指導を進
めることが必要と考えられる。

しかし、通学時における問題は学校や家庭によっ
て解決しようという働きが強いいため、交通事業者へ
の要望は知的障害者の関係者からでは伝わりにくい
状態となっていることが明らかとなった。

4. まとめ

現在、行政、事業者、知的障害者の 3 者は各々で
対策をしているため互いの繋がりは弱い。しかし知
的障害者が公共交通機関を利用して通学する上で、
互いの協力は不可欠である。そのため、“施設整備
のポイント集”は、3 者の繋がりを強めるきっかけと
して活用のされ方の見直しが課題となる。

参考文献

- 1) 国土交通省総合政策局安心生活政策課、「知的障害、発達障害、精神障害のある人のための施設整備のポイント集」, 2009
- 2) 沼尻恵子, 林隆史, 藤沼万里子, 「知的障害者、精神障害者、発達障害者に対応したバリアフリー化対策について」, 第 23 回 JICE 技術研究発表会開催報告, 2009
- 3) 国土交通省総合政策局安心生活政策課, 「知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック」, 2009